

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2021年3月30日
【発行者の名称】	株式会社Geolocation Technology (Geolocation Technology, Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 敬介
【本店の所在の場所】	静岡県三島市一番町18-22
【電話番号】	(055)916-0294
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 福井 隆一
【担当 J - A d v i s e r の名称】	エイチ・エス証券株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 昇太郎
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.hs-sec.co.jp/hs/financial.htm
【電話番号】	(03)4560-0200
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 株式会社Geolocation Technology https://www.geolocation.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【公表されるホームページのアドレス】	

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役もしくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketに

においては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期中間期	第20期	第21期
会計期間	自2020年7月1日 至2020年12月31日	自2018年7月1日 至2019年6月30日	自2019年7月1日 至2020年6月30日
売上高 (千円)	244,166	459,375	475,145
経常利益 (千円)	15,039	18,090	31,556
中間（当期）純利益 (千円)	9,682	21,142	22,730
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000
純資産額 (千円)	148,145	115,731	138,462
総資産額 (千円)	313,217	257,905	298,600
1株当たり純資産額 (円)	257.20	200.92	240.39
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額） (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間（当期）純利益金額 (円)	16.81	36.71	39.46
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益金額 (円)	14.76	—	—
自己資本比率 (%)	47.3	44.9	46.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△13,498	△6,149	63,265
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,998	△6,035	△3,175
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△5,504	△11,008	△11,008
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (千円)	175,107	147,026	196,108
従業員数 （外、平均臨時雇用者数） (人)	34 (10)	28 (8)	33 (10)

- (注) 1. 第20期及び第21期は中間財務諸表を作成しておりませんので、第20期及び第21期の中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額について、第20期及び第21期については当社株式は非上場であったため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員（中間期については中間会計期間の平均人員）を（ ）に外数で記載しております。
7. 当社は、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益金額ならびに潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額を算定しております。
8. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項

の規定に基づき、第21期の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりますが、第20期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、第22期の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当社は関係会社を有しておらず、該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2020年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
34 (10)	33.9	4.2	4,308

セグメントの名称	従業員数 (人)
IP Geolocation事業	29 (10)
IPアドレス移転事業	
全社（共通）	5 (一)
合計	34 (10)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近1年間の平均人員を()に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、小規模組織であり、同一の従業員が2つの事業に従事しております。

4. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、個人消費及び輸出の大幅な減少や厳しい雇用情勢に加えて設備投資が弱含みとなるなど、急速な景気の減速がみられ、厳しい状況にあります。新型コロナウイルス感染症の収束時期のめどが立たないことから経済への影響の長期化が懸念され、先行き不透明な状況で推移しております。

このような環境の中、当社は法人各社への対応としてオンラインでの商談やセミナー開催を積極的に行い、新規顧客獲得とともに既存顧客とのリレーションの維持にも注力いたしました。また、官公庁や自治体のデジタル対応や、移住・定住及び観光促進のためのアプリケーション開発の提案にも力を注ぎました。サービス開発に関しては、デジタルスタンプラリーの運用のためのアプリケーションを開発、リリースしたほか、新型コロナウイルス感染症収束後を視野に入れた既存サービスのバージョンアップと新規サービスの開発にも着手いたしました。

これらの活動により、IP Geolocation事業においては、主力サービスである「どこどこJP」と「らくらくログ解析」は堅調に推移し、データベース提供サービスである「SURFPOINT™」では大口の新規取引を開拓できたほか、インターネット広告プラットフォーム運営サービスである「どこどこad」は前年同時期と比較すると金額は減少するものの、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した計画を超過する売上を計上することができました。また、各種ウェブ制作案件及び受託開発案件では、計画通りに複数の民需及び官公庁案件を受注することができ、当中間会計期間における同事業の売上高は239,875千円、セグメント利益は13,131千円となりました。

IPアドレス移転事業においては、1件案件を仲介したほか、通期中に売上計上が見込まれる別の案件仲介に着手することができ、当中間会計期間における売上高は4,291千円、セグメント利益は3,405千円となりました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は244,166千円、営業利益は16,537千円、経常利益は15,039千円、中間純利益は9,682千円となりました。

なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、175,107千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、13,498千円の支出となりました。これは主に、税引前中間純利益15,039千円に対し、売上債権の増加9,578千円、たな卸資産の増加11,590千円、前払費用の増加12,262千円、未払金の増加15,162千円、未払消費税の減少5,561千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、1,998千円の支出となりました。これは主に、敷金の差入による支出1,218千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、5,504千円の支出となりました。これは、長期借入金の返済による支出2,004千円及び社債の償還による支出3,500千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社の事業は、サービスの提供に当たり、製品の生産を行っていないため、記載しておりません。

(2)受注実績

当社の提供する主要サービスは、顧客の申込み又は契約締結から売上計上までの期間が短期間であるため記載しておりません。

(3)販売実績

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりとなります。

なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)	前年同期比 (%)
IP Geolocation事業 (千円)	239,875	—
IPアドレス移転事業 (千円)	4,291	—
合計 (千円)	244,166	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間の取引は発生しておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は2020年11月9日に公表した発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に説明いたします。

J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に2020年12月11日に上場いたしました。当社では、エイチ・エス証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年9月9日にエイチ・エス証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、当中間会計期間の末日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、エイチ・エス証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議

についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

（4）前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

- （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

- （a）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

- （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

（5）事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

- （a）TOKYO PRO Market の上場株券等

- （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

（6）不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

（7）支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、顧客のニーズに基づいたインターネット関連アプリケーションの開発を行っており、また、将来起こりうる多様な変化に対応できるよう、最新の技術や動向を把握し、当社独自の特許技術を含め、データベース及びアプリケーションの改善を続けております。

当社における研究開発活動は、技術開発部の業務の一環として行っており、その主体を担っております。

当中間会計期間末における研究開発費の総額は1,212千円であり、全てIP Geolocation事業におけるものであります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額ならびに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

（資産の部）

流動資産は前事業年度と比較して17,963千円増加し、295,143千円となりました。これは主に、現金及び預金が21,000千円減少した一方、売掛金が9,578千円、仕掛品が11,590千円、前払費用が12,552千円増加したことによるものであります。

固定資産は前事業年度と比較して3,346千円減少し、18,074千円となりました。これは主に、無形固定資産に含まれるソフトウェアの減少1,633千円によるものであります。

この結果、総資産は、前事業年度と比較して14,616千円増加し、313,217千円となりました。

（負債の部）

流動負債は前事業年度と比較して10,289千円増加し、125,201千円となりました。これは主に、未払金の増加15,162千円によるものであります。

固定負債は前事業年度と比較して5,355千円減少し、39,871千円となりました。これは主に、社債の

減少3,500千円によるものであります。

この結果、負債合計は、前事業年度と比較して4,934千円増加し、165,072千円となりました。

(純資産の部)

純資産合計は前事業年度と比較して9,682千円増加し、148,145千円となりました。これは主に、中間純利益の計上により繰越利益剰余金が9,858千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間における主要な設備は、次のとおりであります。

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	
本社 (静岡県三島市)	営業部・技術開発 部・管理部	内装工事・OA機器・ ソフトウェア等	808	0	9,246	394	30 (4)
那覇コンタクト センター (沖縄県那覇市)	営業部那覇コンタ クトセンター	OA機器	-	151	-	-	1 (6)

- (注) 1. 従業員の()は、臨時雇用者数を外書しております。
 2. 建物は、パーティション等の建物附属設備であります。
 3. その他は、商標権であります。
 4. 本社及び那覇コンタクトセンターは賃借しており、本社の年間賃借料は7,666千円、那覇コンタクトセンターの賃借料は1,848千円であります。なお、本社は2020年12月に賃借面積を縮小しており、那覇コンタクトセンターは2020年12月に移転をしております。本社の年間賃借料には賃借面積縮小前の賃借料が含まれており、那覇コンタクトセンターの年間賃借料には移転前の賃借料が含まれております。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1)重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2)重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名 の別、額面・ 無額面の別 及び種類	発行可能株式 総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間会計期間 末現在発行数 (株) (2020年 12月31日)	公表日現在 発行数 (株) (2021年 3月30日)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名	内容
普通株式	2,304,000	1,708,000	576,000	596,000	東京証券 取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何 ら限定のない 当社における 標準となる株 式であり、単 元株式数は 100株です。
計	2,304,000	1,708,000	576,000	596,000	—	—

- (注) 1. 2021年1月1日から2021年3月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が20,000株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2013年9月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社使用人 11（注）3.
新株予約権の数（個）※	54（注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 10,800（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	200（注）2.
新株予約権の行使期間※	自 2015年10月1日 至 2022年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 200 資本組入額 100
新株予約権の行使の条件※	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位であることを要する。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 ただし租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4.

※ 当中間会計期間の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。本書公表日の前月末現在（2021年2月28日）において、記載すべき内容が当中間会計期間の末日における内容から変更がないため、本書公表日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

1

調整後払込金額＝調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く）、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後払込金額＝調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$

3. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書公表日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社使用人3名となっております。

4. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付します。

① 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

決議年月日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社使用人 4（注）3.
新株予約権の数（個）※	275（注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 55,000（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	200（注）2.
新株予約権の行使期間※	自 2018年10月1日 至 2025年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 200 資本組入額 100
新株予約権の行使の条件※	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位であることを要する。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 ただし租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4.

※ 当中間会計期間の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。本書公表日の前月末現在（2021年2月28日）において、記載すべき内容が当中間会計期間の末日における内容から変更がないため、本書公表日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く）、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書公表日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社使用人3名となっております。

4. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付します。

① 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

決議年月日	2017年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社使用人 9（注）3.
新株予約権の数（個）※	71（注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 14,200（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	200（注）2.
新株予約権の行使期間※	自 2019年4月1日 至 2026年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 200 資本組入額 100
新株予約権の行使の条件※	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位であることを要する。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 ただし租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4.

※ 当中間会計期間の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。本書公表日の前月末現在（2021年2月28日）において、記載すべき内容が当中間会計期間の末日における内容から変更がないため、本書公表日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

1

調整後払込金額＝調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く）、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後払込金額＝調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$

3. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書公表日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社使用人4名となっております。

4. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付します。

① 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年10月6日	573,120	576,000	—	100,000	—	91,500

(注) 発行済株式数の増加理由は、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で行った株式分割によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数（自己株式を除く）に対する所有株式数の割合（%）
小川 武重	横浜市青葉区	174,000	30.21
株式会社エレファント	静岡県沼津市下香貫林の下1907-1	162,000	28.13
株式会社キャピタルバンク	横浜市青葉区美しが丘3丁目17番5号	108,000	18.75
山本 敬介	静岡県沼津市	46,800	8.13
Geolocation Technology従業員持株会	静岡県三島市一番町18-22 アーサーファーストビル4階	14,000	2.43
遠藤 寿彦	静岡県沼津市	12,000	2.08
新井 穰	静岡県沼津市	10,000	1.74
星 久	東京都豊島区	10,000	1.74
福井 隆一	神奈川県鎌倉市	10,000	1.74
道順 健雄	富山県南砺市	8,000	1.39
計	—	554,800	96.32

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式576,000	5,760	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	576,000	—	—
総株主の議決権	—	5,760	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2020年7月	2020年8月	2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月
最高（円）	—	—	—	—	—	500
最低（円）	—	—	—	—	—	500

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものです。なお、当社株式は、2020年12月11日付で東京証券取引所（TOKYO PRO Market）へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3【役員の状況】

前事業年度に係る発行者情報の公表後、当中間発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社は、前中間会計期間（2019年7月1日から2019年12月31日まで）の中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2020年7月1日から2020年12月31日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当中間会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	221,122	200,121
売掛金	39,529	49,107
仕掛品	994	12,585
貯蔵品	53	29
前払費用	14,829	27,382
その他	790	6,016
貸倒引当金	△140	△100
流動資産合計	277,179	295,143
固定資産		
有形固定資産（純額）	※1 798	※1 959
無形固定資産（純額）	11,301	9,640
投資その他の資産	9,320	7,473
固定資産合計	21,420	18,074
資産合計	298,600	313,217

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当中間会計期間 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,849	2,700
短期借入金	4,008	4,008
未払金	10,064	25,227
1年内償還予定の社債	7,000	7,000
未払法人税等	8,762	4,930
未払費用	28,134	28,166
前受金	39,388	41,355
その他	15,704	11,812
流動負債合計	114,911	125,201
固定負債		
社債	22,000	18,500
長期借入金	13,300	11,296
その他	9,926	10,075
固定負債合計	45,226	39,871
負債合計	160,138	165,072
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	91,500	91,500
資本剰余金合計	91,500	91,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	1,401	1,226
繰越利益剰余金	△54,439	△44,581
利益剰余金合計	△53,037	△43,354
株主資本合計	138,462	148,145
純資産合計	138,462	148,145
負債純資産合計	298,600	313,217

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2020 年 7 月 1 日 至 2020 年 12 月 31 日)	
売上高	244,166
売上原価	78,190
売上総利益	165,976
販売費及び一般管理費	※1 149,438
営業利益	16,537
営業外収益	
受取利息	1
助成金収入	722
講演謝金	120
その他	4
営業外収益合計	848
営業外費用	
支払利息	134
支払手数料	103
原状回復費用	1,874
その他	234
営業外費用合計	2,345
経常利益	15,039
税引前中間純利益	15,039
法人税、住民税及び事業税	4,930
法人税等調整額	426
法人税等合計	5,357
中間純利益	9,682

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2020 年 7 月 1 日 至 2020 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	純資産 合計
		資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計		
				特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	91,500	91,500	1,401	△54,439	△53,037	138,462	138,462
当中間期変動額								
特別償却準備金の積立	—	—	—	—	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	△175	175	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	9,682	9,682	9,682	9,682
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—	△175	9,857	9,682	9,682	9,682
当中間期末残高	100,000	91,500	91,500	1,226	△44,581	△43,354	148,145	148,145

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2020年 7月 1日 至 2020年 12月 31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	15,039
減価償却費	2,504
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△40
受取利息	△1
支払利息	134
助成金収入	△722
講演謝金	△120
売上債権の増減額 (△は増加)	△9,578
たな卸資産の増加額 (△は増加)	△11,590
前払費用の増減額 (△は増加)	△12,262
仕入債務の増減額 (△は減少)	850
未払金の増減額 (△は減少)	15,162
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△5,561
前受金の増減額 (△は減少)	△223
その他	961
小計	△5,445
利息の受取額	0
助成金の受取額	722
講演謝金の受取額	120
利息の支払額	△134
法人税等の支払額	△8,762
営業活動によるキャッシュ・フロー	△13,498
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△529
無形固定資産の取得による支出	△250
敷金の差入による支出	△1,218
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,998
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△2,004
社債の償還による支出	△3,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,504
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△21,001
現金及び現金同等物の期首残高	196,108
現金及び現金同等物の中間期末残高	175,107

【注記事項】

(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 商品及び貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 5年～6年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

2020年11月9日公表の発行者情報では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は上半期末（2020年12月）まで継続し、下半期（2021年1月～2021年6月）から緩やかに改善していくものと想定しておりましたが、未だ同感染症の収束時期の見通しについて不透明な状況が続いており、2021年1月以降も一部サービスで売上高が減少する等、その影響は当事業年度の下期及びその後も一定期間続くものと想定しております。その一方で、当初の想定を超える売上高の増加が見込めるサービスもあるため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は会計上の見積りにおいては軽微であると認識しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年6月30日)	当中間会計期間 (2020年12月31日)
減価償却累計額	9,648千円	4,970千円

(中間損益計算書関係)

※1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

当中間会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)	
	1,212 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,880	573,120	—	576,000
合計	2,880	573,120	—	576,000

(注) 普通株式の発行済株式の増加理由は、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で行った株式分割によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

当中間会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)	
現金及び預金勘定	200,121 千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△25,013
現金及び現金同等物	175,107

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度（2020年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	172,037	172,037	—
(2) 売掛金	39,016		
貸倒引当金(*1)	△3		
	39,012	39,012	—
資産計	211,050	211,050	—
(1) 前受金	30,559	30,559	—
(2) 未払金	16,318	16,318	—
(3) 長期借入金(*2)	21,316	21,258	△57
(4) 社債(*3)	36,000	36,077	77
負債計	104,193	104,213	20

当中間会計期間（2020年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	200,121	200,121	—
(2) 売掛金	49,107		
貸倒引当金(*1)	△100		
	49,007	49,007	—
資産計	249,128	249,128	—
(1) 前受金	41,355	41,355	—
(2) 未払金	25,227	25,227	—
(3) 長期借入金(*2)	15,304	15,204	△99
(4) 社債(*3)	25,500	25,478	△21
負債計	107,387	107,266	△121

(*1) 売掛金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 長期借入金には、1年以内返済予定分を含めております。

(*3) 社債には、1年以内償還予定分を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 前受金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金含む）、(4) 社債（1年以内償還予定の社債含む）

長期借入金及び社債については、元利金の合計額を同様の新規借入又は社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能なものであり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、IP Geolocation 事業と IP アドレス移転事業の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、中間財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

当中間会計期間（自 2020 年 7 月 1 日 至 2020 年 12 月 31 日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	合計
	IP Geolocation 事業	IP アドレス 移転事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	239,875	4,291	244,166	—	244,166
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	239,875	4,291	244,166	—	244,166
セグメント利益	13,131	3,405	16,537	—	16,537
セグメント資産	96,308	—	96,308	216,909	313,217
その他の項目					
減価償却費	1,599	—	1,599	904	2,504
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	250	—	250	529	779

(注) セグメント資産における調整額は、全て全社資産によるものであります。なお、全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2020 年 7 月 1 日 至 2020 年 12 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当中間会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	240 円 39 銭	257 円 20 銭

	当中間会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり中間純利益金額	16 円 81 銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	9,682
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	9,682
普通株式の期中平均株式数 (株)	576,000
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	14円76銭
(算定上の基礎)	
中間純利益調整額 (千円)	—
普通株式増加数 (株)	—
(うち新株予約権 (株))	—

(注) 当社は2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。そのため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり中間純利益金額」ならびに「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 新株予約権の行使による増資

当社が2016年6月30日に発行いたしました第3回新株予約権の一部について、2021年3月15日付で権利行使が行われました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりです。

(1) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 20,000 株
(2) 行使された新株予約権の個数	100 個
(3) 行使価額総額	4,000 千円
(4) 増加した資本金の金額	2,000 千円
(5) 増加した資本準備金の金額	2,000 千円

(注) 上記の結果、2021年3月15日現在の普通株式の発行済株式総数は596,000株、資本金は102,000千円、資本準備金は93,500千円となっております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年3月19日

株式会社 Geolocation Technology

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	嶋	原	泰	貴	⑨
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	嶋	田		聖	⑨
--------------------	-------	---	---	--	---	---

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 Geolocation Technology の2020年7月1日から2021年6月30日までの第22期事業年度の中間会計期間（2020年7月1日から2020年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 Geolocation Technology の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年7月1日から2020年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。